

意見書案第14号

奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和31年議会規則第7号）第13条第1項の規定により提出する。

令和8年6月29日提出

提出者

江別市議会議員 石 田 武 史

〃 稻 守 耕 司

〃 猪 股 美 香

〃 長 田 旭 輝

〃 高 橋 典 子

## 奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書

我が国では、大学生の約半数が奨学金を利用していますが、とりわけ独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の利用者が多数となっています。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第一種奨学金）、有利子貸与型（第二種奨学金）の3区分がありますが、最も多く利用されているのが有利子貸与型（第二種奨学金）です。

現在、第二種奨学金において、金利の急騰により、卒業後の返済が若者にとって重い負担となることが懸念されています。

奨学金の返済に当たり、その金利は卒業など貸与終了時の金利が適用されますが、例えば、利率固定方式において、令和4年3月に約0.4%であった金利は、令和8年3月では、約2.4%と約6倍にまで上昇しています。

これまでも奨学金の返済が、若者の生活上の大きな負担となっていることが指摘されてきましたが、物価高騰の下での金利上昇による利子負担の増大で、返済困難に陥る懸念がさらに高まっています。

若者が経済的理由により学びを断念することや、人生設計に悪影響を与えることがないよう、早急な対応が求められています。

よって、国におかれましては、今般の金利の急騰による返済負担を軽減するために、増加した利子分への支援策を講じるとともに、給付型、無利子貸与型の対象の拡大について検討されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月29日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣